

平成28年度第3回国立市男女平等推進市民委員会議事要旨

1. 日時：平成28年10月20日（木）19：00～21：00

2. 場所：国立市役所1階東臨時事務室

3. 出席者：委員9名 欠席1名

出席：越智委員、池田委員、至田委員、高橋委員、谷川委員、中島委員、宮原委員、ムン委員、吉井委員
事務局4名

4. 議事

（仮称）男女平等・男女共同参画推進条例案の検討

5. 意見要旨

○事務局：本日の流れとして、初めに前回の振り返りとして論点整理シート1から4まで事務局より説明し、一度ご意見をいただきたい。

まず、論点整理シート1の前文について、「国際社会における取組と連動して進められてきた」の文言を追加、「生き生きと暮らす」を「男女平等参画社会を実現する」に文言を変更した。続いて、論点整理シート2の目的は、「事業者」を「事業者等」に文言を変更、「生き生きと健康に暮らす」の「健康」を削除して「差別的な取扱いや暴力を受けることなく」の文言を追加した。論点整理シート3の基本理念は、「事業者」を「事業者等」に文言を変更、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては「性と生殖に関する権利と健康を認め合う」の文言を追加した。

論点整理シート4の用語の定義を設ける意味としては、読み手が共通の前提を持つ必要がある用語について定義を設けること、また、読み手により解釈が異なる可能性がある用語や一般的な認知度が低い用語について説明することがあると考えられる。定義を設ける用語として、以下の9つを挙げている。

（1）男女平等参画は、これは必ず定義が必要だと思われる。（2）市民は、「市内に居住するもの、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者」とした。（3）事業者等は、「営利又は非営利に関わらず、市内で事業活動を行う個人、法人及びその他の団体」とした。他市では、事業者とその他の団体を別に定義しているところもある。（4）性別は、男性と女性に留まらない性的指向と性自認の定義を条例のどこで定義するかについてだが、まず一例としてはこの用語の定義で「性別」として定義する案として挙げた。別の案としては、「男女」「男女平等参画」又は「差別的取り扱い」の中に含めることも可能と考えられる。他に、「性別等」の中に入れることで、あえて日常的に使っている性別という言葉と区別して用語定義する方法もある。（5）性的指向は、「性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうのかを示す概念」とした。（6）性自認は、「自分が男性又は女性であるか或いはその中間であるか等の自らの性に対する認識」とした。（7）性に関するハラスメントは、他の自治体ではほぼセクシュアル・ハラスメントということで定義されている。説明文は「性的な言動等によって、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること、又は相手の就労環境その他の生活環境を害すること」とした。（8）「ドメスティック・バイオレンス」は、配偶者、交際相手等の親密な関係にある者に対して行うつきまとい行為とした。法律を参照するような形で定義している場合もあるが、条例を初めて見る市民の方に分かりやすいよう言葉で説明している。（9）積極的改善措置は、「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性による格差が生じているとみられる場合に、格差是正のために必要な範囲において当該機会を積極的に提供することをいう」とした。補足として、男女共同参画社会基本法において、国、地方公共団体の施策には積極的改善

措置を含むと規定されており、地方公共団体の責務として国の施策に準じた政策を行うことが規定されている。

続いて、論点整理シート5は名称についての議論になるが、①「国立市男女平等参画基本条例」②「国立市男女平等参画推進条例」等の計7個の案を挙げているのでご意見をいただきたい。

○委員：論点整理シート1の前文に関して、何か気づいた点があれば意見を伺いたい。

○委員：「社会慣行等は今なお存在し、生き方や働き方の多様化が進むなか」との記述では、働き方の多様化はわかるが、生き方の多様化は、生涯独身であるようなニュアンスが感じられる点が気になる。

○事務局：働き方以外だと、例えば何があるだろうか。

○委員：LGBTのことが入るから生き方という書き方になるのかもしれない。

○事務局：結婚・出産の選択等は多様であることを念頭に、文言としてより適切なものを検討したい。

○委員：「性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会慣行等は今なお存在し、多様化が進むなか」の文言について、現在も課題が存在することと多様化が進んでいるということは別のことなので、「今もなお存在する。さらに」など、工夫してもらいたい。

○委員：「こうした中」といったときに時間が錯綜してしまうので、時系列をはっきりしたほうがよい。

○事務局：順番的には、女子差別撤廃条約署名の後、昭和55年に国立市で「婦人関係行政連絡協議会」の発足、そして、男女共同参画社会基本法の成立という順になる。時系列に沿ってまとめていきたい。

○委員：「市における女性問題の取組み」が、女性だけに限られるのが気になる。

○事務局：文言について再度検討したい。

○委員：課題のところについて、男女共同参画社会基本法の名称の英訳「Basic Law for a Gender-Equal Society」のとおり「男女共同参画」ではなく「男女平等」が本来の目的であるという意見があるが、どういう意味か。

○事務局：「男女平等」か「男女共同参画」の文言の違いについて検討をする必要があると考えている。

○委員：男女共同参画社会基本法は、男女平等だけをうたうのではなくて、それにプラスアルファが必要であるということをおうとしているのではないか。

○委員：海外に発信する際、男女平等のための法律という英訳となっている。参加を前面に出すと権利の問題がなおざりにされる心配があり、まずは平等を実現する必要があると考える人が多くいるということではないか。

○委員：内閣府は男女共同参画を使用する一方、東京都は男女平等参画としている。国立市では、東京都が使用している男女平等参画の文言で統一していいのではないだろうか。

○事務局：国のホームページを確認したところ「Basic Act for a Gender-Equal Society」と訳されている。

○委員：論点整理シート3の基本理念と市民の責務の関係についてだが、男女共同参画社会基本法では国民の責務に触れられているが、市民に置き換えると外国人も入ることになり、その点はどのように整理するのか。

○委員：「市民」の定義が決定していないが、国籍は関係なく外国人も含まれると考える。

○委員：主語は「すべての人々」で、非常に分かりやすくよいのではないだろうか。

○委員：論点整理シート4の市民の定義について、国立市に通勤・通学する人の皆を市民とするということか。

○事務局：事務局提案ではそのように定義している。

○委員：国立市独特の定義になるのか。通勤・通学してくる人を市民に含めると市民の定義が非常に曖昧になるのではないか。

○委員：市民サービスを受ける立場を考えても、市内在住・在勤・在学は同等に扱われることが多く、このような条例においては、住民票を置かずとも市内に通勤・通学している人も市民としてよいと考える。

○事務局：市民はいろいろな定義があり、行政でも使い分けているが、それぞれの条例に応じた効果の範囲は個別に決めていくもので、この条例の趣旨を鑑みれば、より広い範囲とすることが適切だと考える。

○委員：性別の定義は、性自認及び性的指向を含むところまで定義する必要はないと思う。性別はあくまでも男と女であり、他市の例でも用語定義に性別はあまり入れていない。

- 委員：性別を用語として定義しておくことで、この条例のなかでその言葉を使った場合、性的指向や性自認を含むあり方全部を指す意味として理解したが。
- 事務局：そのように考えている。
- 委員：論点整理シート2の目的の中で、性別のカッコ書きに入れて説明してしまうのも1つの案かもしれない。
- 事務局：性的指向と性自認をカッコ書きの中に入れることで、付属のような書き方になることを懸念したため、このような案を提示した。
- 委員：市民に分かりやすくすることを考えると、あえて性別の定義は削除するほうがよいかもしれない。
- 委員：性別は非常に主観的な問題のため次回以降も継続検討した方がよい。また、性自認は「あるいはその中間であるか」に「またはそのどちらでもない等」の文言を追加したほうがよいと思う。
- 委員：論点整理シート4の(4)性別(5)性的指向(6)性自認は継続して検討することにしたい。
- 委員：論点整理シート5の条例の名称は、男女平等と男女共同参画を併記するよりはどちらかがよいと思う。
- 委員：市では基本条例と推進条例の違いについてルールはあるのか。
- 事務局：持ち帰って確認をいたしたい。答申としては委員会の意見で名称を決めて差支えない。
- 委員：推進か基本かについては最後に決めたほうがいだろう。
- 事務局：次は論点整理シート6：行政の責務、7：市民の責務、8：事業者等の責務について検討したい。市の責務の特徴として、施策の推進主体であること、市民・事業者等を含めた全体の調整役になること、積極的改善措置を含む施策を率先して模範的に推進していくことがあると考えられる。続いて、市民の責務としては、男女平等参画に関する理解を深め、家庭やその他のあらゆる活動分野において実践することと考えられる。最後に事業者の責務としては、男女平等参画の推進において事業者が果たす役割は非常に大きいため、市民と比較してより積極的な役割が期待される。さらに、新たに教育関係者の責務を定めることで、文教都市である国立市の条例の特徴としたいと考えているが、その点についてもご検討いただきたい。
- 委員：「必要な措置を講ずる」のような、力強い言葉が行政の責務としてふさわしいのではないだろうか。
- 委員：積極的改善措置について、市の責務に記載するような例はあるのか。
- 委員：他市の条例を参照すると、市の責務に積極的改善措置を規定するような例はあまりない。
- 事務局：市の責務では積極的改善措置について言及はせず、具体的な施策に入れるというのはどうか。
- 委員：そのほうがいいのではないだろうか。
- 委員：論点整理シート7の市民の責務で、2番目の提案の語尾が「協力するように努めるものとする」だが、「施策に協力するものとする」或いは「努めるものとする」のほうがよいと思う。
- 委員：他の自治体の例は「協力するよう努めるものとする」が多い。
- 事務局「協力するよう努めるものとする」は、義務が少し弱まるようなニュアンスになると思う。
- 委員：いずれにせよ努力義務をうたうことになると思う。
- 委員：罰則規定がない条例であれば、少し強い言葉で書いてもよいのではないだろうか。
- 委員：他市も「協力するよう努めるものとする」となっているが、市民に義務と責任を強く感じさせないようにしながら、市の施策に対して協力を求める意図が感じられる。
- 委員：「責務」という言葉は一般に条例で使われるのか。
- 事務局：男女平等に関する条例において「責務」はよく使用されるため、事務局としては違和感がない。
- 委員：最後に、論点整理シート8の事業者の責務だが、仕事と家庭活動等の両立などを表現するワークライフバランスという言葉が必要だと思う。
- 委員：多くの場合に事業所が関係しているセクシュアル・ハラスメントの言葉も入れたほうがよい。
- 委員：性自認、性指向にかかわる差別も職場で起こりやすいので、踏み込んで書いてもらいたい。
- 事務局：引き続き検討をしていく。

- 委員：教育関係者の責務は、ぜひ追加したほうがよい。
- 委員：LGBTに関しては文部科学省も既に取り組んでいるため、国立市も一歩踏み込んで教育関係者の責務を取り入れるべきだと思う。
- 委員：教育関係者の責務は、賛成意見が多数出たことを踏まえて、入れる方向で検討してもらいたい。
- 事務局：次回以降に再度検討をいたしたい。